

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更(二三八・財政課)	1
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更(二三九・財政課)	1
結核予防法による医療機関の指定(二四〇・秋田中央保健所)	1
結核予防法による指定医療機関の辞退(二四一・横手保健所)	1
大規模小売店舗の新設備、施設等の変更に関する届出(二四二・商工業振興課)	2
海岸保全区域の指定の一部改正(二四三・港湾空港課)	2
秋田県土地利用基本計画の一部変更(二四四・建設管理課)	2
道路区域の変更(二四五～二四七・道路環境課)	7
道路の供用開始(二四八・道路環境課)	8
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(二四九・建築住宅課)	8
宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置の一部改正(二五〇・建築住宅課)	8
県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品(生産物及び差押えに係るものを除く。)の売払について的一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正(二五一・管財課)	9
県営土地改良事業工事の完了(仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所)	9

告示

秋田県告示第二百三十八号
 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることと

れる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺田典城
 第三条第二号中「千葉市」の次に「、さいたま市」を加える。

附則

この規約は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県告示第二百三十九号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年四月一日

秋田県知事 寺田典城

第三条第二号中「仙台市」の次に「、さいたま市」を加える。

附則

この規約は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県告示第二百四十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年四月一日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
調剤薬局ワイズ ファーマシー	南秋田郡五城目町字下夕町四十 三一	平成十五年三月十七日

秋田県告示第二百四十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

点

トルの点

十七メートルの点

に改める。

十八分百二十六・〇七メートルの点
トルの点

「土木部港湾課並びに由利土木事務所」を「建設交通部港湾空港課並びに由利地域振興局」に、「能代港建設事務所」を「能代港湾事務所」に改める。

秋田県告示第二百四十四号

秋田県土地利用基本計画（昭和五十五年秋田県告示第九百六十二号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県土地利用基本計画図中森林地域（秋田市、湯沢市、北秋田郡森吉町、山本郡峰浜村、河辺郡雄和町、由利郡象潟町、岩城町及び西目町並びに仙北郡田沢湖町に係る部分に限る。）及び自然保全地域（本荘市及び南秋田郡天王町に係る部分に限る。）を別図のとおり変更する。

変更後の秋田県土地利用基本計画図は、建設交通部建設管理課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。